

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは「生産性の限界に挑戦する」ことを社是とし、「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」ことを経営理念としております。
また、以下の4項目を基本精神としております。

- (1)お客様の満足と安心を第一主義とする。
- (2)経営資源を効果的に活用し、継続的発展を図る。
- (3)笑顔を絶やさず信念と希望に満ちた行動を続ける。
- (4)豊かな創造力を育み働く喜びを持てる企業文化を創る。

この社はおよび経営理念を実現し当社グループの長期的な企業価値を増大するためには、企業競争力および収益力を強化する観点から経営判断の迅速化を図るとともに、経営の透明性向上と経営監視体制の充実を図り、法令および社内諸規程等の遵守(コンプライアンス)を確保することを企業統治(コーポレート・ガバナンス)上の最重要課題と位置付けております。当社グループは、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社山口クリエイト	1,672,190	17.06
日本生命保険相互会社	459,740	4.69
山口 修司	293,169	2.99
リズム時計工業株式会社	210,100	2.14
株式会社SBI証券	177,400	1.81
株式会社兼松ケージーケイ	99,800	1.02
株式会社西日本シティ銀行	99,800	1.02
楽天証券株式会社	94,100	0.96
C&Gシステムズ従業員持株会	93,669	0.96
日本証券金融株式会社	68,500	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は、平成27年12月31日現在で自己株式を84株所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

12月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田英雄	他の会社の出身者											○
橋本光	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田英雄	○	○	——	工作機械関連事業の経営経験があることから業界への知見があり、公正不偏の立場から取締役の職務執行の監査等を行なうとともに、意見および提言を行うことが可能である。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定している。
橋本光	○	○	IMV株式会社 社外監査役 神田通信機株式会社 社外監査役	証券会社、証券取引所での業務経験、また当社以外の上場会社の監査経験も有することから、会社運営や内部統制、適時開示等に関し、専門的見地から取締役の職務執行の監査等を行なうとともに、意見および提言を行うことが可能である。また一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定している。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員は置いておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査室の要員による監査業務の補助について代表取締役と協議することとしております。

監査等委員会の職務を補助すべき社員を置いた場合、当該社員の人事異動については監査等委員会の同意を要することとしています。また、監査等委員会は当該社員に直接指示し、報告を受けることができることとし、その独立性、指示の実効性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、定期的に(原則として四半期毎)、内部監査室および会計監査人から監査計画の概要、監査結果、内部統制システムの状況およびリスクの評価等について報告を受け、質疑応答および意見交換を行うなど、相互に緊密な連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)へのインセンティブ付与としては、会社業績に応じて役員賞与を支給することとしており、現在はそれ以外のインセンティブ付与の予定はございません。

また、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、平成27年5月1日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役3名は同日付で監査役を退任し、取締役(監査等委員)に就任したため、人数および支給額について監査役期間は監査役(うち社外監査役)に、取締役(監査等委員)期間は取締役(監査等委員)(うち社外取締役)に含めて記載しております。

【取締役(監査等委員を除く。)](対象となる役員の員数:6名)

報酬等の総額 150,665,000円
報酬等の種類別の総額 基本報酬 122,640,000円 賞与 18,000,000円 退職慰労金 10,025,000円

【取締役(監査等委員) [うち社外取締役)](対象となる役員の員数:3名[2名])

報酬等の総額 11,400,000[3,400,000]円
報酬等の種類別の総額 基本報酬 10,400,000[3,200,000]円 賞与 400,000[200,000]円 退職慰労金 600,000[－]円

【監査役 [うち社外取締役)](対象となる役員の員数:3名[2名])

報酬等の総額 5,100,000[1,200,000]円
報酬等の種類別の総額 基本報酬 4,800,000[1,200,000]円 賞与 －[－]円 退職慰労金 300,000[－]円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況および経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役の職務を補助すべき専任の社員は置いておりませんが、社外取締役はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査室の要員による監査業務の補助について代表取締役と協議することになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(取締役会)

取締役会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を含む9名で構成され、毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要な事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また、関係会社の職務執行についても毎月、取締役会に報告され、職務執行の適正性および効率性を監督しております。なお、当社は法令および定款の規定に基づき業務執行の決定の委任をすることとしており、業務執行と監督の分離の明確化が可能な体制としております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名(うち独立役員2名)の計3名で構成されております。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程および内部統制システム監査規程に基づき、監査方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および内部監査室その他の従業員の職務の執行状況について書類の閲覧、実地調査を実施するとともに定期的に報告を受けております。また、会計監査人からの四半期毎の結果報告および意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証しております。

(経営会議)

経営会議は、最高経営執行責任者である代表取締役社長、常務以下の取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)、事業本部長等の執行役員を中心に構成され、毎月1回定期開催し、中長期経営計画の基本方針など重要な企業戦略について審議し取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築するとともに、取締役会で決定された基本方針等に基づき業務執行に関する施策について様々な角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。

(内部監査室)

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設置し、内部監査規程に基づき当社グループにおける組織や業務執行状況について、適法性、妥当性ならびに効率性等の内部統制に関する監視を行うとともに、コンプライアンス推進状況を監視し、内部統制システムの充実・改善を図っております。必要に応じて代表取締役社長が社内各部門の適任者を監査人に任命し、監査を行うことも可能となっております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況を把握、評価し、代表取締役社長に報告しております。

なお、監査結果は代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会にも報告され、監査等委員会監査と相互に連携を図っております。

(リスク管理委員会)

当社は、リスク管理を重要な経営課題と位置付け、当社グループの事業運営に関する適正なリスク管理体制を構築、運用し継続的かつ健全な事業活動を確保することを目的としてリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき当社グループ全体のリスクおよびリスク管理体制評価を取り纏め、適宜取締役会へ報告する体制となっております。

(会計監査人)

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく監査を実施しております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名および当社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名および当社に係る継続監査年数

業務執行社員(指定有限責任社員) 公認会計士 馬場正宏

業務執行社員(指定有限責任社員) 公認会計士 西元浩文

(注) 継続監査年数が7年以内の社員については年数の記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名 その他 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

[更新](#)

当社は取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることが可能であると判断したことから、平成27年5月1日より監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置会社への移行により業務執行と監督の分離をより明確化するとともに、機動的な意思決定が可能な体制とし、加えて以下の諸施策を講じることにより、更なる企業価値の向上を目指しております。

(1)2名の社外取締役(一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員)が経営全般に対する監視および監督ならびに監査を行ことにより、これらの機能の充実に努めていること

(2)代表取締役社長および代表取締役会長ならびに常勤の監査等委員である取締役は毎月1回、代表取締役社長および代表取締役会長ならびに全監査等委員である取締役は原則として四半期に1回、定期的な情報交換を実施し経営姿勢理解および経営監視機能の実効性向上に努めていること

(3)監査等委員会と内部監査室および会計監査人との連携により、適法性および妥当性の両面から監査の担保に努めていること

(4)リスク管理委員会による適正なリスク管理体制の構築、運用に努めていること

(5)執行役員制度における業務執行と経営の一定の分離により、監督機関としての実効性向上および取締役会の審議の充実を図っていること

(6)業務執行取締役および執行役員への権限委譲等による意思決定の迅速化を図り、経営効率の向上に努めていること

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

[更新](#)

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	第10期定時株主総会の開催日は、平成29年3月29日を予定しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成26年度定時株主総会より、株主総会の当日にご出席いただけない株主様に対し、パソコン、スマートフォン、携帯電話から当社指定のサイトにアクセスすることで、電磁的に議決権行使できる仕組みを整えております。
その他	事業報告の際にはパワーポイント資料をプロジェクターにて投影しご覧いただくなど、分かりやすい説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、当社の情報開示に関する考え方を「ディスクロージャーポリシー」として定め、当社IR情報ページ(http://www.cgssys.co.jp/ir/)内に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年は個人投資家向け会社説明会に2回参加し、代表取締役社長が個人投資家の皆さんに当社について直接ご説明いたしました。また当社IRサイトには、当社の事業について分かりやすく説明した個人投資家向けのページ(http://www.cgssys.co.jp/jp/ir/for_individual.html)を用意しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.cgssys.co.jp/ ホームページにIR情報ページを設け、決算情報、適時開示資料およびIRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、取締役管理統括部 部長であります。IR担当部署は総務部であります。専任の人員1名を配置しております。	
その他	当社IRサイトにて半期ごとに、ムービーに沿って、代表取締役社長のプレゼンテーションによる決算説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ役員および社員が法令および定款を遵守して職務を執行するにあたり、社会、顧客・取引先等や、株主・投資家、社員等とのより良い関係を構築するための規範として、「コンプライアンス行動規範」を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社情報の適時・適切な開示が証券市場における公正な株価形成と流通の円滑化を図り、投資者の信頼の確保および証券市場の健全な発展を図るために必要不可欠であることを深く認識しております。その認識を前提に、「ディスクロージャーポリシー」を定め、適時・正確・公平かつわかりやすく情報提供することを基本姿勢としております。また当社グループの会社情報の的確な管理とインサイダー取引防止を目的として、「インサイダー取引防止規程」を制定しております。この規程に基づき、重要な会社情報の開示については、会社法・金融商品取引法等関係諸法令、東京証券取引所の定める規則・趣旨に則り、誠実にその業務を遂行しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「生産性の限界に挑戦する」を社是とし、経営理念である「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」ことを具現化するために、適切な組織の構築、規程・ルールの制定、情報の伝達、および業務執行のモニタリングを行う体制として、内部統制システムを構築・運用しております。これを適宜見直しつつ改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

a. 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役および社員が法令および定款を遵守して職務の執行に当たるよう「コンプライアンス行動規範」および「社内諸規程」を制定し、その推進を図っております。

(2)経営に関する監督機能を強化・充実するため監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役を置いております。

(3)監査等委員会は、取締役の職務執行、意思決定の適法性および妥当性ならびに内部統制体制の整備状況を監査しております。

(4)内部統制の有効性と妥当性を確保するため内部監査室を設けております。

(5)法令違反行為等の発生またはその兆候についての報告体制として、「内部通報規程」を制定し、直接監査等委員会に通報できるコンプライアンスホットラインを設置しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内諸規程に基づき、取締役会議事録その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存し管理するとともに、情報セキュリティ体制を整備しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、リスク管理委員会を設置し、予見されるリスクの分析と識別を行うとともに、速やかに情報を伝達し対処を行う体制を整備しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)業務執行全般と主要な会議である取締役会および経営会議の議長については代表取締役社長がこれを執行しております。代表取締役会長は、会社業務の全般を総覧すると同時に代表取締役社長を含む取締役総員の管理監督を行い、代表取締役社長の業務執行機能を保全することで、迅速かつ網羅性の高い経営体制を確保しております。

(2)経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続しております。

(3)「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備しております。

(4)「職務分掌規程」「組織規程」を定め、所管事項および職務権限ならびに責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備しております。

e. 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下、子会社の取締役等といふ。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1)関係会社の管理に関する基本事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、当社の取締役会に報告すべき職務の執行に係る重要事項について、報告内容、報告時期および報告書式を定めております。

(2)子会社に生じた情報で、当社が適時開示を義務づけられる情報について、当該子会社から直ちに当社の取締役会に報告がなされるための体制を整備しております。

f. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行に係るリスクに関して、速やかに情報を伝達し対処を行う体制を整備しております。

g. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営支援、計数管理、経営資源の効率化、当社と子会社間のシナジーの推進およびその他事業上の連携、協力に関する体制を整備しております。

h. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)「関係会社管理規程」に基づき、子会社が存する国または地域の法令および慣習を充分に考慮したうえで、コンプライアンス体制を整備しております。

(2)子会社において、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、直ちに当社の取締役会に報告がなされるための体制を整備しております。

i. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項

監査等委員会はその職務の遂行に必要な場合、内部監査室の要員による監査業務の補助について代表取締役社長と協議することができるものとしております。

j. 監査等委員会の職務を補助すべき社員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき社員の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき内部監査室要員の人事異動については、監査等委員会の同意を要するものとしております。

k. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき社員に対し、直接指示または報告を受けております。

l. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)または社員が会社に損害をおぼすおそれのある事実を知った場合、速やかに監査等委員会に報告することとしております。

(2)監査等委員会はその必要に応じて、代表取締役社長と協議の上、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および社員が監査等委員会へ報告すべき事項を別途定め、報告を求めることが可能としております。

m. 子会社の取締役等、監査役その他これらの者に相当する者および社員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告

をするための体制

報告を受けた者が、直接、当社の監査等委員会に報告し、監査等委員会は子会社からの報告を常時モニタリングできる環境を整備しております。

n. 監査等委員会に報告をした当社または子会社の取締役等および社員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、当社の監査等委員会へ報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。

o. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、代表取締役社長と協議の上、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針を定めております。

p. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会および監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、また、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図っております。

(2)関係会社の役員等と相互に情報を交換し、緊密な連携を保っております。

(3)監査等委員会および監査等委員より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応しております。

q. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向け「コンプライアンス行動規範」に反社会的勢力との関係断絶を明記し、周知しております。

(2)反社会的勢力への対応について管理統括部を担当所轄部署とし、警察・顧問弁護士等関連機関との連携のもと、情報の収集・管理および対応の整備を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 経営理念

当社グループは、金型製造用CAD/CAMシステム、生産管理システム等の開発、販売サポートを主たる事業としております。当社グループでは、日本、そして世界のモノづくりに貢献するため、金型モノづくり全体の最適化ソリューションをグローバルに提供し、それらソリューションによって生まれ出された高品質な「金型」で量産される製品によって、社会とのつながりを持ち、企業としての社会的責任を遂行しています。

かかる認識のもと、当社では、「生産性の限界に挑戦する」、経営理念として「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」を掲げております。

当社では、本理念を当社ホームページに掲載するとともに、会議や、研修、社内報等の情報提供の場において、当社役員が当社グループの社会的役割・責任を十分に理解・共有するよう努めています。適時開示についても、常に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことで当社が投資家をはじめステークホルダーの皆様から信頼そして正当な評価をいただくため、関連法令、適時開示規則等を遵守し、会社情報の適時適切な開示に真摯な姿勢で臨めるよう、社内体制の充実を図っております。

2. 適時開示に係る社内体制について

当社の適時開示に係る社内体制は、「適時開示体制の概要」の図の通りです。

a. 適時開示に係る社員教育

当社では、「経営理念」および「ディスクロージャーポリシー」「コンプライアンス行動規範」を当社ホームページに掲載し、当社の社会的役割、法令および定款の遵守および社会からの信頼の維持の重要性について理解・共有を図っております。

また「適時開示規程」「インサイダー取引防止規程」「リスク管理規程」等を定め社内イントラネットで掲載しているほか、「コンプライアンス研修」を実施するなど当社の役職員に対して定期的に研修の機会を設け、各種情報の取扱について当該情報の管理、情報伝達ルートの漏洩・不正使用の防止について周知徹底を図っております。

b. 情報収集

当社では管理統括部長を情報取扱責任者とし、また情報開示担当部署を総務部としております。情報収集に当たっては、各部門の部門長を情報連絡担当者とし、適時開示に該当する開示情報を迅速かつ網羅的に収集することができる体制を整備しております。

(決定事実に関する情報および発生事実に関する情報)

開示情報に該当する可能性のある情報を知った従業員は、直ちに所属の情報連絡担当者に報告します。情報連絡担当者は報告を受けた後、自らが開示情報に該当する可能性のある情報を知った場合も含め、直ちに当該情報を情報取扱責任者に報告します。

情報取扱責任者は当該情報の報告を受けた場合、または自ら開示対象情報に該当する可能性のある情報を知った場合は、直ちに代表取締役社長に当該情報を報告します。

(決算に関する情報)

当社または子会社に係る年度決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正に係る情報(連結および単体)は、経理部によりこれをまとめ、情報取扱責任者に報告します。

c. 適時開示手続き

情報連絡担当者により報告された情報は、任意開示情報も含め、適時開示の要否、開示の時期・内容・方法等について情報取扱責任者が管理統括部およびその他関連部署と協議の上決定を行います。また共同で開示資料の作成に当たっては、関連法令、適時開示規則等を遵守し適法性を確保した上で、開示資料の内容の十分性、明瞭性等についても十分に検討したうえでこれを作成します。

(決定事実に関する情報の適時開示手続き)

当社または子会社に係る決定事項に関する情報は、当社の取締役会において当該事項についての決定がなされ、開示が必要と判断された後、直ちに情報開示担当部署を通じて情報取扱責任者により開示が行われます。

(発生事実に関する情報の適時開示手続き)

当社または子会社に係る発生事実に関する情報は、情報取扱責任者が代表取締役社長と協議のうえ、開示が必要な情報と判断した場合は、直ちに情報開示担当部署を通じて情報取扱責任者により開示を行います。

(決算に関する情報の適時開示手続き)

当社または子会社に係る年度決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正等に係る情報(連結および単体)は、確定後直ちに情報開示担当部署を通じて情報取扱責任者において開示を行います。また年度決算、四半期決算に係る情報については、可能な限り、各決算期後1ヶ月以内に開示を行うことができるよう努めています。

d. インサイダー取引の管理について

当社では重要事実の管理およびインサイダー取引を未然に防止するため、「インサイダー取引防止規程」を定め、金融商品取引法その他の関係法令および本規程の定めを遵守し重要事実の適切な管理とインサイダー取引の未然防止を図っております。適時開示に係る情報についても、職務に関し当社の未公表の重要事実または重要事実に該当する可能性のある情報を知った役職員は、職務上必要な場合を除き他の役職員その他の第三者に漏らすことを堅く禁じ、当該情報が公表・開示されるまでは当該情報に係る株券等の売買を禁止しております。また当社役職員の

株式の売買については当該規程において「自己株式等売買申請書」による自己株式売買の届出を行うことを定めており、当社の重要事実の有無等を確認した上で株券等の売買等について必要な指示を行なうこととしております。

3. 適時開示のモニタリング体制

当社では、監査等委員会が「適時開示規程」等の規程に基づいた適時適切な情報開示が行われているかを随時モニタリングし、その結果について監査報告書に作成の上取締役会で報告するとともに、改善を要する事項に関しては指摘を行うこととしております。また適時開示すべき情報について適法性に加え十分性・明瞭性が欠ける場合にも、その場で指摘を行い、改善を促します。

